平成２４年（フ）第６１８１号
大阪市生野区巽北４丁目２番２―306号
債務者　美並　二朗
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３３４号
函館市万代町２番25号
債務者　村山　拓也
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４８号
函館市神山１丁目22番20―101号
債務者　関　　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５６号
函館市昭和２丁目30番23―201号
債務者　山田　眞三
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
千葉県木更津市大久保３丁目２番14号
債務者　高橋　貴江
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５２号
滋賀県長浜市下坂浜町394番地　センチュリーワンＢ６棟106号室
債務者　菅原　雅郎
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
滋賀県長浜市平方町868番地１　エスバイエルマンション長浜415号室
債務者　栢下　元子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
岡山県津山市小原107番地５　クリオコート小原Ａ401
債務者　竹本　末男
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４０６号
高知市三園町233番地
債務者　秦泉寺千夏
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１０号
高知市潮新町２丁目13番19号　太陽ハイツ501
債務者　山下美智子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１６号
高知県香南市夜須町坪井359番地２
債務者　根木　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９８号
沖縄県豊見城市字宜保83番地１　コーポ向日葵１－Ｂ号
債務者　安陪　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６５号
北海道室蘭市天神町22番７号
債務者　吉田　翔子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６１４号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
債務者　鬼澤　　廣
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
埼玉県越谷市蒲生２丁目４番68号　クリエイティブリブ302号
債務者　富村　　健
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６３号
埼玉県三郷市鷹野５丁目277番地１
債務者　竹石　　靖
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
埼玉県秩父市上町３丁目21番11号　関根アパート
債務者　浜田　　彰
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係